○議長（森　弘秋君）　７番　前原英石君。

○７番（前原英石君）　前原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

本定例議会において通告しております質問は、舟橋村簡易水道事業についてとプロポーザル方式による随意契約についての２点について質問をいたします。当局の皆様には、明快な答弁を期待しているところでございます。

最初に、舟橋村簡易水道事業について質問いたします。

水道料金についてはさきの６月議会で承認されておりますが、料金値上げに対する要因についても十分理解しておるところでございますが、今後の水道事業の方向性によっては、給水利用者に対してこれまで以上に安心で安全な水道水の供給と水道料金の値下げ等も可能になると、そういう方向性も見出せるのではないかと考えます。

舟橋村簡易水道は、昭和４８年に計画給水人口１，４００人で創設され、それ以来人口が増え給水需要が高まることにより拡張工事が行われ、平成２３年には給水人口３，６００人と、創設時の２．５倍以上に増加してきています。

創設以来５０年余り経過しておりますが、過去には断水等で住民に不安を与えるような事態や水圧の低下等も経験をしてきております。水道事業に求められることは、何より安心・安全、そして安定的に利用できる水道であると考えます。

現在の懸念材料として、まず水源地等に常駐している職員や専門技術員もいなく、不測の事態に対する業者任せの対応についても不安を感じておりますし、地震、落雷、火災などによる緊急対応においても迅速な対応ができないのではないかと考えます。また、水道施設への不審者侵入などの対応についても不安を感じるところでございます。

また、根本的な問題として、近年舟橋村では、冬期間はもとより、豊水期についても水位の低下により井戸水が自噴しなくなったとか、水量が減ったなどの話をよく聞くようになりました。

そのようなことが直接的に起因するかは、専門家でない私の判断のできるところではありませんが、将来にわたって水源地の地下水は低下しないという保証もありません。緊急性はないかもしれませんが、水の枯渇等についても視野に入れ、今後の水道事業について考えていただきたいと考えます。

そこで、舟橋村簡易水道事業のさらなる安定給水確保に対する今後の事業の方向性について、令和元年１０月に施行されます水道法改正による水道事業の広域化推進を視野

に入れて検討していくことが必要かと思いますが、当局のご見解をお聞きします。

次に、プローポーザル方式よる随意契約についてお聞きします。

平成２７年に舟橋村総合戦略、また舟橋村人口ビジョンが策定され、それ以降、プロポーザル方式での随意契約の件数が多くなってきております。

このプローポーザルは、公平性、客観性を保ち、企画・提案内容などが慎重に比較検討され、採用されてきていると思います。

しかしながら、これまで優先交渉権を得た業者がその事業から姿を消していったり、事業を行う業者が変わっていったり、また事業開始後に問題が生じ撤退していったり、あるいは比較検討の対象とならないほど少ない応募にもかかわらず、プロポーザルが実施されてきています。

そこで、今後の、同方式で契約を行う場合についての考えをお聞きします。

最初に、同方式の意義や手続を考えた場合、これまで応募事業者が極端に少ない状況でのプロポーザルも行われてきていますが、これは有効かつ効果的とは考えがたいと思います。公募型プロポーザルの機会の存在を広く知ってもらえるよう、ホームページ掲載方法等検討が必要であると考えますが、当局の考えをお聞きします。

また、事業目的に応じた有効な企画提案の採用決定のための審査となるよう、採点方法にも比較検討が必要と考えます。比較するためには最低何社の応募があればプロポーザルを実行すべきかお聞きします。

また、審査員の構成についても、業務内容に応じて、外部専門家、有識者、舟橋村について精通した人材などの参加を求め、同様の審査員に偏らず、公正性、客観性を確保してほしいと考えます。現在の状況についてお聞きします。

また、応募者に対しては、募集要項に委託上限額や予定価格は記載されているのでしょうか。

次に、業務内容、仕様等ある程度固まっているものや提案要素が乏しくなってきたもの等に当たっては、本来の競争入札（見積もり入札）による契約はできないのか。これまでにも、それが可能であった工事等があったのではないでしょうか。

最後に、プロポーザル方式による随意契約を適正に実施するためのガイドラインはあるのでしょうか。ガイドラインに沿ったものであれば、今後、より公正で透明なプロポーザルを行っていくために再検討していく必要があると考えますが、当局の考えをお聞きします。

これが私の今回の質問でございます。以上、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森　弘秋君）　生活環境課長　吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君）　７番前原議員のプロポーザルによる契約についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、業務等の委託先を決める方法としては、一般競争入札、随意契約、プロポーザル等が用いられます。行政が実施内容を仕様書に示し、当該事業者は当該仕様書どおりに業務を遂行するための価格を提示いたしまして、最も低い見積もりをした者と契約する「競争入札方式」が用いられることが一般的に多いのですが、一方で、専門性を要する調査業務などの場合には、単に低価格のみで選定するのではなく、企業の独自の発想やノウハウを最大限に活用する「プロポーザル方式」があります。

本村においてプロポーザルの実施に当たっては、実施の案内、告示、それからホームページや業界新聞の掲載に加えて、メディアを通じて周知すると同時に、直接県内の業者等へ働きかけをしてまいりましたが、議員からご指摘いただきましたとおり、コンサルタント業務プロポーザルの参加者数は、１者もしくは２者のエントリーしかいただけないのも事実でございます。

当該プロポーザルは、本業務の実施には村の現状を分析し、その課題を解決するための高い専門性や企画力等が求められていることから、結果としてエントリーする企業が少数となったものと推察いたしております。

また、これまで実施いたしましたプロポーザルにおきましては、応募が１者でありましても、審査委員の平均点数が７０点以上であれば採択する旨を選定要綱に示しております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、今後、参加企業数が多いほうがベターでありますので、プロポーザルの実施に当たりましては、その周知徹底に努めてまいります。

次に、プロポーザルにおける審査につきましては、業務ごとに企画採択者選定要綱を定め、採点表に基づいて審査委員から採点していただいております。また、審査委員には、業務に応じ、高度の専門職の方や有識者による外部審査委員により審査を実施しておりますので、適正、公平に対応しているものと認識いたしております。

次に、業務の仕様書には予算額を記載しておりますが、これは業務の範囲を示すことの必要があることから公表しているものであります。

次に、競争入札とプロポーザルについてでありますが、行政が仕様書を提示するもの

は競争入札であり、民間企業に仕様書の提案を求めたほうがすぐれた成果を期待できる場合にはプロポーザル方式を採用しております。

現在進めている地方創生プロジェクト事業は、前例のない、官民が連携しての取り組みでもあり、その成果を見つけるためのパートナー選びでもありますので、プロポーザル方式が最適であると認識しております。

次に、プロポーザルのガイドラインについてでありますが、国土交通省の示す「プロポーザル方式業務委託　運用の手引き」に準じて運用しておりますので、本村独自のガイドラインは策定いたしておりません。

プロポーザルによる契約のことは、議員の皆様をはじめ住民の皆様にとりましても、わかりにくい点が多々あると思います。その都度できる限り丁寧にご説明をしてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（森　弘秋君）　村長　金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君）　７番前原議員の舟橋村簡易水道事業についてのご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、これまで本村の簡易水道事業は、地方公営企業法を適用せずに運営してまいりましたが、本年１月２５日付の総務大臣通知で、簡易水道事業も２０２３年までに公営企業会計へ移行することが原則となったのであります。

公営企業会計が導入されますと、一般会計からの繰り入れができなくなることや内部留保資金の確保が必要となることから、水道会計の安定的な運営のため、去る６月の村議会におきまして、今年の１０月１日から水道料金の改定の議決をいただいたところであります。

ご承知のとおり、本村の簡易水道は、地下水を水源としていることや給水人口３，６００人の小規模な施設であることから、安定的な供給水量の確保のためには広域水道事業の検討は必要であると、私自身、考えております。

本村の簡易水道事業の歩みにつきましては、昭和４８年に給水施設の創設、当時は計画給水人口１，４００人の規模で事業を開始した後、人口の増加、給水区域の拡大に伴いまして、給水量の増加に対応するため、平成２年には計画給水人口２，４００人、平成１０年には計画給水人口３，０００人、平成２３年には計画給水人口３，６００人の3回の拡張事業を経て、現在に至っているのであります。

水道事業の最大目的の一つであります安全・安定的な水質・水量の確保に対処するた

め、平成２３年から第１水源浄水場、第２水源浄水場の耐震化・更新事業を実施してまいりました。

一方で、平成１８年５月に配水場への落雷事故により水道施設機能が停止し、村内全域が断水状態になったことも、これまでの施設の管理運営の中で経験しておりますので、今後、職員が常駐していない当該施設の管理運営のあり方には懸念も生じているものであります。

これらの課題を踏まえまして、本村のライフラインのかなめであります簡易水道事業のさらなる安定給水を目指しまして、事業運営の方向性について今後検討してまいりたいと考えております。

具体的には、水質・水量の確保を示す「安全性」、災害時安定給水の確保を示す「強靭性」、建設コスト、給水原価を示す「持続・建設コスト」の３項目でありまして、現有施設の維持管理を継続した場合と広域化による隣接事業体から必要水量の供給を受けることについて比較検討を進めまして、今後、議会と十分協議させていただきたいと考えております。

今後とも、そういった前進的に、将来を見通して検討してまいることを申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。